

別紙第 2

勸 告

次の事項を実現するため所要の措置を講ずることを勧告する。

1 本年の給与改定関係

(1) 給料表について

現行の給料表を別記のとおり改定すること。

(2) 期末手当及び勤勉手当について

ア 令和 8 年度の支給割合

(ア) (イ)、(ウ)及び(エ)以外の職員（会計年度任用職員を除く。）

12月に支給される期末手当の支給割合を1.2875月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.7375月分）とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を1.0875月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.5375月分）とすること。

(イ) 特別管理職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.0875月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.6375月分）とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を1.2875月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.6375月分）とすること。

(ウ) 任期付研究員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.8月分とすること。

(エ) 特定任期付職員

12月に支給される期末手当の支給割合を0.9875月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.9125月分とすること。

イ 令和 9 年度以降の支給割合

(ア) (イ)、(ウ)及び(エ)以外の職員（会計年度任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.725月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.525月分）とすること。

(イ) 特別管理職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.625月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.625月分）とすること。

(ウ) 任期付研究員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.775月分とすること。

(エ) 特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.975月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.9月分とすること。

ウ 特定任期付職員の勤勉手当の支給総額

勤勉手当の支給総額について、職員の数、勤務成績その他の事情を考慮して当該総額を超えて支給することが特に必要と認められる場合には、当該総額に3を超えない範囲内で当該職員の数に応じて人事委員会規則で定める数を乗じて得た額の範囲内で人事委員会の承認を受けた額とすること。

(3) 宿日直手当について

支給額の限度を、勤務1回につき、通常の宿日直勤務は5,000円、人事委員会が定める特殊な業務を主とする宿日直勤務は8,000円（人事委員会が定める日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ7,500円、12,000円）とすること。

2 任期付職員の給与関係

(1) 1の(1)による改定後の給料表のうち、任期付職員の欄のある給料表の任期付

職員の欄を削除すること。

(2) 任期付職員の採用等に関する条例（平成14年千葉県条例第50号）第3条又は第4条の規定により採用された職員に、初任給、昇格及び昇給等の基準を適用すること。

(3) 任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により採用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された職員に単身赴任手当を支給すること。

3 教員の処遇改善関係

1の(1)による改定後の教育職給料表（二）について、備考2に規定する職務の級が4級である職員に対する給料月額を加算額を15,600円とし、備考3に規定する職務の級が5級である職員に対する給料月額を加算額を8,100円とすること。

4 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、令和8年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のイについては令和8年12月1日から、3については令和9年1月1日から、1の(2)のイ、ウ及び2については令和9年4月1日から実施すること。

(2) 経過措置等

ア 第二種初任給調整手当に関する特例措置

令和8年4月1日からこの勧告を実施するための条例の公布の日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）の末日までの間における第二種初任給調整手当の月額の算定は、1の(1)による改定前の給料表に基づいて行うものとする。

イ その他所要の措置

アに掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。